

第1号様式(第5条関係)

平成30年度 指定管理者年度総合評価表

作成年月日

令和元年7月31日

1 指定管理者概要

施設名	別海町交流館ぶらと	
所在地	別海町別海旭町67番地の1	
施設概要	設置目的 町民の心身の健康と生活文化の向上を図るため、研修、交流を深め、知識と教養を高める場として設置 施設規模 1,199.908㎡	
指定管理者	名称	別海町商工会
	代表者	会長 橋本 淳一
	所在地	別海町別海旭町67番地の1
指定期間	平成27年 4月 1日～令和2年 3月31日	
指定管理者の業務	(1)施設の管理に関する業務 (2)施設の運営に関する業務 (3)施設の経営管理に関する業務 (4)その他法律等により義務づけられている書類の作成と関係機関への提出 (5)その他の業務	
町の所管課	産業振興部商工観光課	
	電話	0153-75-2111(内線 1623)
	E-mail	syoukou@betsukai.jp

2 指定管理者による自己評価

評価	別海町交流館の管理運営は、関係法令を遵守するとともに、本施設が町民等の利用に供する公の施設であることを前提に取り組んで参りました。来館者はバス利用者、会議利用者、トイレ利用者、休憩場所として利用する町民等ですが、挨拶等の接遇、バス利用者への路線や時刻の説明、会議利用者の利用申込から終了までの事務対応等々、常に迅速かつ正確な対応に努めました。また、来館者の事故や苦情はありませんでした。施設の維持管理については、施設管理、施設保守点検、施設警備を専門業者に委託する一方、職員が毎日施設内外を見回り点検し、修繕箇所の早期発見に努めました。また、施設周辺の環境整備も定期的な点検を行い、駐車場の維持管理、除雪や植栽の剪定等においても職員が実施しました。さらに、省エネに対応すべくLED照明への交換にも取り組んでいます。
今後について	現在の管理運営に加え、本施設が町民は勿論、町外者が気軽に利用できる公の施設として更に充実を図り、改善点等について来館者から意見・要望を聞く取り組みを実施します。また、災害時や緊急時に対応するため消防計画を作成し、消火訓練や避難誘導訓練等の実施も検討します。

3 町(所管課)の総合評価

評価	施設の設置目的を踏まえ、関係法令等を遵守し適切に運営を行っていた。また、施設、設備等の修繕を随時行い、大きな修繕等があった場合は随時町に報告し、協議により修繕を行っていた。定期的な清掃、草刈を行うなど維持管理がされていた。
指摘事項	建築後20年以上が経過していることから、設備等の経年劣化が進んでいるため、修繕が必要な場合は、規模に応じて所管課と協議の上、計画的な対応を行うこと。

4 管理運営状況に係る個別評価

評価欄への記入内容 ◎： 町が示した条件や内容を上回る水準で管理運営されていた ○： 町が示した条件や内容が概ね達成されていた ×： 町が示した条件や内容が達成されていなかった 特記事項への記入内容 特記事項への記入内容は、評価が◎又は×となった項目についてのみ記載

(1)管理・運営状況

指標	評価	特記事項
開館日、開館時間の状況	○	
法令の遵守の状況	○	
適正な人員配置状況	○	
従業員の労務環境確保の状況	○	
障がい者の雇用状況(該当がある場合)	—	該当なし
従業員への教育・研修状況	○	
緊急事態への対応状況	○	
書類等の管理保存状況	○	
報告書の提出状況	○	
利用料金の取扱状況(該当ある場合)	○	
利用料金の減免状況(該当ある場合)	○	
口座管理、経理の区分状況	○	
管理物件に対する損害賠償、第三者への賠償状況	—	事例なし
付保する保険(保険加入を指定している場合)の状況	○	
重要事項の変更の届出状況	—	事例なし
施設の使用許可及び使用条件等の状況	○	
施設、設備の保守管理状況	◎	外部委託による施設管理、保守点検のほか、職員の定期的な見回りにより、早期修繕等適切に管理をおこなっていた。
備品の管理状況	○	
清掃業務、保安業務、その他必要な衛生管理業務等の状況	◎	外部委託による清掃のほか、職員による垣根の剪定等の環境整備や定期的な見回りにより、適切に管理を行っていた。
自主事業の状況(選定時に提案があった場合のみ必須)	—	該当なし

